附則第四条第一項第十五号中「沖縄振興特別措置法」の下に「（平成十四年法律第十四号）」を加える。

附則第六条第一項各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第一号中「七八二円」を「七七三円」に改め、同項第五号中「第六条第一号」を「第五条第一号」に、「第二条、第五条、第六条第三号又は第八条第三号」を「第五条第二号」に、「高齢者居住安定確保法施行令第六条」を「高齢者居住安定確保法施行令第五条」に改め、同項第六号中「平成二十三年一月一日」を「平成二十四年一月一日」に改め、同項第九号中「沖縄特別振興対策に係る事業」を「沖縄振興特別措置法第百五条の二に規定する沖縄振興交付金事業計画に基づく事業」に改め、同項第十号中「沖縄北部活性化特別振興事業」を「沖縄北部連携促進特別振興事業」に改め、同項第十一号及び第十二号を削り、同項第十三号中「八一円」を「五六円」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第十四号を同項第十二号とし、同項第十五号を同項第十三号とし、同項第十六号を同項第十四号とし、同項第十七号中「一二〇、〇〇〇円」を「一一九、〇〇〇円」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十八号ニ及びホを削り、同号を同項第十六号とし、同項第十九号を同項第十七号とし、同項第二十号を同項第十八号とし、同項第二十一号中「第十九条第一項」を「第十五条第一項」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第二十二号を同項第二十号とし、同項第二十三号から第二十六号までを二号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「旧相続法」を「旧相続税法」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十六号を同項第二十七号とし、同項第三十号及び第三十一号を削り、同項に次の二号を加える。

二十八　住民の安全及び安心の確保に関する情報等を放送事業者その他の事業者に電磁的に配信することを目的として全国的に提供されている情報システムに接続するための情報システムの改修等に要する経費（国の補助金を受けて実施する防災情報通信基盤整備事業に要する経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎として総務大臣が調査した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・六以上〇・八未満の道府県にあつては〇・四を、〇・五以上〇・六未満の道府県にあつては〇・六を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額

二十九　平成二十四年度分の地方交付税の交付時期及び交付額の特例に関する省令（平成二十四年総務省令第八十四号）第一項及び第二項の規定により平成二十四年九月において各道府県に対して交付すべき地方交付税の額の一部が同月に交付されなかつたために当該道府県が行つた一時借入金等に伴い生じた利子支払額として総務大臣が調査した額

2　附則第六条第二項を次のように改める。

平成十九年度から平成二十四年度までの間に限り、第四条第一項第一号の額は、同項の規定によつて算定した額に、旧民法法人で平成十九年新潟県中越沖地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十九年度において発行について同意又は許可を得た地方債のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が認めたものに係る当該年度の利子支払額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

附則第六条第三項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、同条第五項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第六項中「平成二十四年度」を「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第三号を削り、同条第七項を次のように改める。

7　平成二十四年度に限り、第四条第一項第三号ニの額は、同号ニによつて算定した額が平成二十三年度における当該道府県に交付された特別交付税の額（東日本大震災に対処する等のための平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律（平成二十三年法律第四十一号）第一条に規定する震災復興特別交付税の額を除く。次項において同じ。）に〇・二を乗じて得た額以上である場合には、当該〇・二を乗じて得た額とする。

附則第六条第八項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改める。

附則第七条第一項各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第二号を削り、同項第三号中「第三号の額」の下に「及び特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第十七号）による改正前の特別交付税に関する省令附則第七条第一項第三号の額」を加え、同号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2　平成二十二年度から平成二十四年度までの間に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、口蹄疫対策特別措置法第二十三条の規定に基づき独立行政法人農畜産業振興機構に設置された基金からの補助金を受けて実施する畜産再生事業等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

附則第七条第三項から第五項までの規定中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第六項各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第三号中「第四条、第六条第一号」を「第三条、第五条第一号」に、「第八条第一号」を「第七条第一号」に、「第二条、第五条、第六条第三号又は第八条第三号」を「第四条、第五条第三号又は第七条第三号」に、「高齢者居住安定確保法施行令第六条」を「高齢者居住安定確保法施行令第五条」に改め、同項第六号中「平成二十三年十月一日」を「平成二十四年十月一日」に改め、同項第九号を削り、同項第十号中「三、四六二円」を「二、四〇〇円」に改め、同号を同項第九号とし、同項第十一号中「附則第六条第一項第十五号」を「附則第六条第一項第十三号」に改め、同号を同項第十号とし、同項第十二号を同項第十一号とし、同項第十三号イ中「七一一円」を「七九二円」に改め、同号ハ中「調査した額」の下に「から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る補正後の数値に一五、六〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）」を加え、同号を同項第十二号とし、同項第十四号を同項第十三号とし、同項第十五号を同項第十四号とし、同項第十六号を削り、同項第十七号中「附則第六条第一項第十六号」を「附則第六条第一項第十四号」に改め、同号を同項第十五号とし、同項第十八号中「附則第六条第一項第十七号」を「附則第六条第一項第十五号」に、「一一七、〇〇〇円」を「一一九、〇〇〇円」に、「九四、二〇〇円」を「八三、八〇〇円」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十九号中「附則第六条第一項第十八号」を「附則第六条第一項第十六号」に、「ニ」を「ハ」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第二十号を同項第十八号とし、同項第二十一号を同項第十九号とし、同項第二十二号中「附則第六条第一項第二十一号」を「附則第六条第一項第二十号」に改め、同号を同項第二十一号とし、同項第二十三号中「附則第六条第一項第二十二号」を「附則第六条第一項第二十一号」に改め、同号を同項第二十二号とし、同項第二十四号中「附則第六条第一項第二十三号」を「附則第六条第一項第二十二号」に改め、同号を同項第二十三号とし、同項第二十五号中「附則第六条第一項第二十四号」を「附則第六条第一項第二十三号」に改め、同号を同項第二十四号とし、同項第二十六号中「附則第六条第一項第二十五号」を「附則第六条第一項第二十四号」に改め、同号を同項第二十五号とし、同項第二十七号を同項第二十六号とし、同項第二十八号中「第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準」を「附則第十七条の二第一項に規定する修正基準」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項第二十九号中「附則第六条第一項第二十七号」を「附則第六条第一項第二十五号」に改め、同号を同項第二十七号とし、同項第三十号中「附則第六条第一項第二十八号」を「附則第六条第一項第二十六号」に改め、同号を同項第二十八号とし、同項第三十一号を同項第二十九号とし、同項第三十二号を削り、同項第三十三号中「控除して得た額」の下に「（当該額が負数となるときは、零とする。）」を加え、同号を同項第三十号とし、同項第三十四号を削り、同項に次の二号を加える。

三十一　急性灰白髄炎に係る予防接種に要する経費から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた当該予防接種に係る額を控除した額として総務大臣が調査した額

三十二　特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第九条に基づき指定都市が実施する事務に要する経費として、当該年度において当該指定都市が認定又は仮認定をした法人の数に四七九、七八四円を乗じて得た額

附則第七条第八項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同条第九項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に、「附則第六条第五項から第七項まで」を「附則第六条第六項から第八項まで」に改め、同条第十項中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改める。

附則第八条を削り、附則第九条を附則第八条とし、附則第十条を附則第九条とする。

附則第十一条第一項各号列記以外の部分中「平成二十三年度」を「平成二十四年度」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　東日本大震災の被災地域の応援等に要する経費として総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）から附則第八条第一項第一号によつて算定した額を控除した額

附則第十一条第一項第二号中「調査した額」の下に「から附則第八条第一項第二号によつて算定した額を控除した額」を加え、同項第三号中「附則第九条第一項第七号」を「附則第八条第一項第四号」に改め、同項第四号中「附則第九条第一項第十三号」を「附則第八条第一項第五号」に改め、同項第五号中「附則第九条第一項第十四号」を「附則第八条第一項第六号」に改め、同項第六号中「附則第九条第一項第十五号」を「附則第八条第一項第七号」に改め、同項第七号中「附則第九条第一項第十七号」を「附則第八条第一項第十号」に改め、同項第八号中「附則第九条第一項第十七号」を「附則第八条第一項第十号」に改め